

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は金融商品取引法第37条の3の規定により、投資信託説明書（交付目論見書）と一体としてお渡しするものです。）

この書面、および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

ファンド名	エマージング・カレンシー・債券ファンド（毎月分配型）						
約定金額に対するお申込手数料	約定金額とは、お申込金額からお申込手数料およびお申込手数料に対する消費税等の相当額を控除した金額（「約定日の基準価額×約定した口数」）をいいます。お申込手数料は、下記の手数料率を約定金額に乗じた金額となります。また、消費税等の相当額とは消費税および地方消費税相当額の合計金額を示し、各お申込手数料に対して5%がかかります。 お申込金額＝約定金額＋お申込手数料＋お申込手数料に対する消費税等の相当額 例えば、100万円の金額指定でご購入いただく場合、お申込金額の100万円の中からお申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の約定金額となるものではありません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>約定金額</th><th>お申込手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円未満</td><td>3.15%（税抜 3.0%）</td></tr> <tr> <td>1億円以上</td><td>1.575%（税抜 1.5%）</td></tr> </tbody> </table> 上記申込手数料率を上限とし、特に定めがない場合は、上記申込手数料率を適用します。また別に定めがある場合は当該上限申込手数料率の範囲内で異なる手数料率を適用するものとします。詳しくは店頭、コールセンター、または当行ホームページでご確認ください。	約定金額	お申込手数料率	1億円未満	3.15%（税抜 3.0%）	1億円以上	1.575%（税抜 1.5%）
約定金額	お申込手数料率						
1億円未満	3.15%（税抜 3.0%）						
1億円以上	1.575%（税抜 1.5%）						
ファンドに係る費用	保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等および換金時にご負担いただく諸費用等は投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。						
クーリング・オフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。						
取扱コース	自動けいぞく投資コース						
お申込単位	1万円以上1円単位						
重要事項のご確認	・投資信託は、預金ではありません。 ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。 ・当行で販売する投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。 ・投資信託は、預金等とは異なり、元本および運用成果の保証はありません。 ・投資信託は、株式、公社債などの値動きのある有価証券に投資しますので、投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。 ・投資信託の募集・お申し込み等の取り扱いは当行、設定・運用は投信委託会社、信託財産の管理等は信託銀行が行います。 ・原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。						

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であり、当行においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、投資信託総合取引口座をあらかじめ開設されることが必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる設定代金または設定代金概算額の全部（前受金）を預金決済口座から引き落としとしてお預りしたうえで、ご注文をお受けいたします。
- ・ 設定代金概算額と設定代金の確定額の差額は、設定日に精算していただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまのお届出住所宛に送付します。

当行は上記の他に金融商品取引業として、以下の業務を行っています。

- ① 法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ② 金融商品仲介業務
- ③ デリバティブ業務
- ④ 保護預り業務
- ⑤ 社債等の振替業務

当ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号
本店所在地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資本金	512,204百万円（2011年12月31日現在）
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日
連絡先	フリーダイヤル 0120-456-860（受付時間：24時間365日） または、お取引のある本支店（営業日・営業時間は店舗によって異なります）にご連絡ください。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

- 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13
フリーダイヤル 0120-64-5005
・受付時間：月～金曜（祝日および年末年始を除く）午前9時～午後5時
- 一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
一般電話から 0570-017109
携帯電話・PHSから 03-5252-3772
・受付時間：月～金曜（祝日および銀行休業日を除く）午前9時～午後5時



新生銀行からの大切なお知らせ

投資信託の収益分配金に関するご説明（一般的な国内籍投資信託の場合）

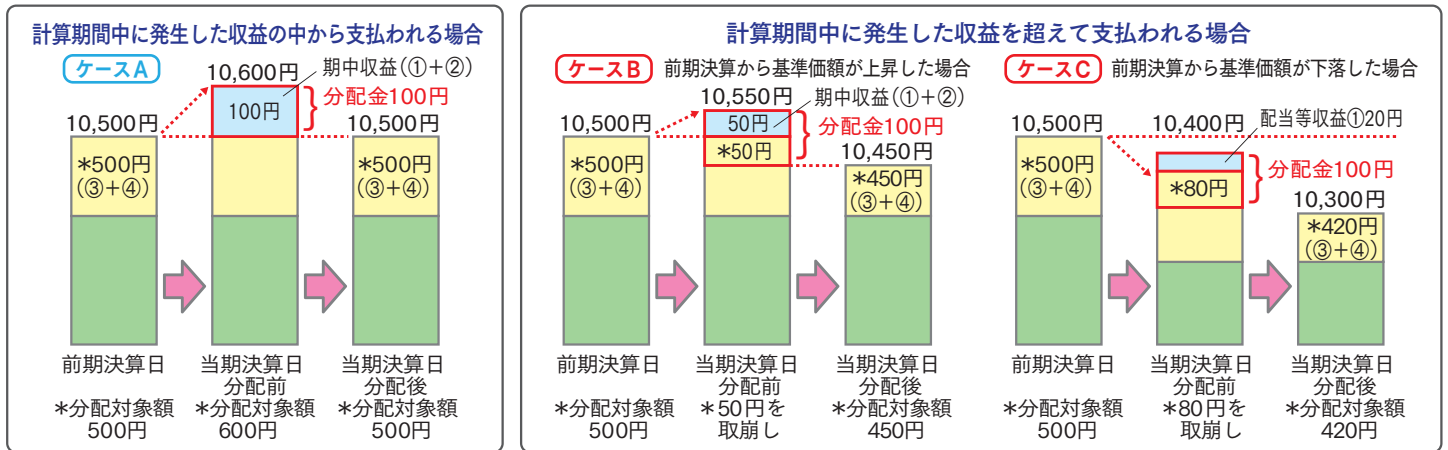
■投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（イメージ）



分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- ①配当等収益（経費控除後） ②有価証券売買益・評価益（経費控除後） ③分配準備積立金 ④収益調整金

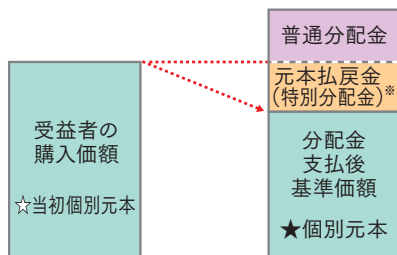
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

- ケースA**：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円＝100円
ケースB：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円＝50円
ケースC：分配金受取額100円＋当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円＝▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

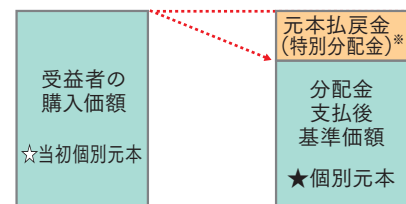
■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



※従来「特別分配金」と表示していた分配金は実質的に元本の一部払い戻しとみなされその金額だけ個別元本が減少しますので「元本払戻金(特別分配金)」と表示いたします。また、「元本払戻金(特別分配金)」は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

本リーフレットに記載された文言等、ご不明な点がございましたら、店舗スタッフ
または新生パワーコール 0120-456-007 (受付時間/8:00~25:00)までお尋ねください。